# 消費者庁及び消費者委員会の機能強化への意見書

2010年8月6日

消費者委員会 御中

日本弁護士連合会 消費者問題対策委員会 消費者行政部会担当副委員長 第二東京弁護士会 消費者問題対策委員会 委員長 弁 護 士 紀 藤 正 樹

### 意見の趣旨

- 1 消費者庁及び消費者委員会の人員、予算を、最低でも3倍以上にするなど、大幅に拡充すべきである。
- 2 消費者庁及び消費者委員会が、消費者問題の司令塔・エンジン役、監視役<sup>1</sup>としてふさ わしい体制となるべく、消費者庁及び消費者委員会設置法を改正して、消費者庁を消費 者省への格上げを行い、また、消費者委員会の目的・位置づけを明確にするなど法令上 の措置を行い、また、現行法上可能な適切な措置を早期に講ずるべきである。

以下、具体的には、下記のとおりである。

#### 意見の理由

1 消費者庁及び消費者委員会は、その成立過程及び成立の趣旨に照らした組織である必要があります。

消費者庁及び消費者委員会設置法は、その「任務」として、第3条に、「消費者庁は、 消費者基本法(昭和四十三年法律第七十八号)第二条の消費者の権利の尊重及びその自 立の支援その他の基本理念にのっとり、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営む ことができる社会の実現に向けて、消費者の利益の擁護及び増進、商品及び役務の消費

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 平成22年3月30日付閣議決定にかかる消費者基本計画には、「消費者庁は、・・・消費者行政の司令塔・エンジン役としての役割を果たします」「消費者委員会は、消費者庁を含めた各府省庁の消費者行政全般に対して監視機能を有する、独立した第三者機関として、その役割を果たします」と明記されている(同計画2頁)。

者による自主的かつ合理的な選択の確保並びに消費生活に密接に関連する物資の品質に 関する表示に関する事務を行うことを任務とする。」と明確に規定しています。

また、消費者委員会のホームページ<sup>2</sup>は、同法の趣旨を受け、「消費者委員会は、消費者の意見が直接届く透明性の高い仕組みであり、かつ、消費者庁を含めた関係省庁の消費者行政全般に対して監視機能を有する、独立した第三者機関として、消費者庁及び消費者委員会設置法に基づき置かれる機関です。」と明記しています<sup>3</sup>。また平成22年3月30日付で閣議決定された消費者基本計画(以下「基本計画」とします。)にも、はっきりと「消費者庁は、・・・消費者行政の司令塔・エンジン役としての役割を果たします」「消費者委員会は、消費者庁を含めた各府省庁の消費者行政全般に対して監視機能を有する、独立した第三者機関として、その役割を果たします」と明記されています(同計画2頁<sup>4</sup>)<sup>5</sup>。

2 ところが、現状、消費者庁の焦眉の課題は、171の基本計画ですが、消費者庁の人員は、わずか約200人ほど、予算は約90億円に過ぎません(しかも内32億円は、国民生活センターの予算)。

消費者庁の総務関係の人数が約20人、さらに存在する9課の管理職、消費者庁自体の役職も存在することを考えると、現状1つの基本計画に1人の担当者を配置することすら、おぼつかない状況にあります。

更に171の基本計画のうち72の事項は消費者庁が特に所管するものですが、この72の事項だけでも重点的に行うとしても、現状、1事項につき、ほぼ2人ずつしか配置できない状況にあります。これはあまりにも人数が少ないというほかありません。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> http://www.cao.go.jp/consumer/about.html。なお注1参照。

³消費者員会の所掌事務としては、消費者庁及び消費者委員会設置法6条に規定があるが、要約として、脚注2のホームページに、「①消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策等に関する重要事項に関し、自ら調査審議し、内閣総理大臣、関係各大臣又は消費者庁長官に建議します。②内閣総理大臣、関係各大臣又は消費者庁長官の諮問に応じ、消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策等に関する重要事項を調査審議します。③消費者安全法の規定により、内閣総理大臣に対し、必要な勧告をし、これに基づき講じた措置について報告を求めるほか、個別の法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理します。」の3事項が記述されている。

<sup>4</sup> 注 1 参照。

<sup>5</sup> なお消費者庁及び消費者委員会設置法の衆議院・参議院双方の附帯決議には、「消費者委員会は、自ら積極的に調査審議を行うとともに、内閣総理大臣等への勧告・建議を始め、その与えられた機能を積極的に行使し、消費者の利益の擁護及び増進のため、適切にその職務を遂行すること。」とある(衆議院については附帯決議2項、参議院については附帯決議3項)。

必要な人数を具体的に述べますと、72の基本計画(消費者庁が特に所管する分野)について、仮に4人が担当者として必要だとすると、 $72\times4$ 人=288人が必要となり、その外の99の計画について、2人が必要だとすると、さらに $99\times2$ 人=198人が必要となり、その合計は486人となり、最低でも、消費者庁の人員として、現状の2.5倍の人員が必要となります。

3 すなわち消費者庁の人員と予算は、現状の人員と予算を前提として、いくら増やすのか、という議論ではなく、消費者庁及び消費者委員会設置法の制度趣旨にからみ、必要な人員と予算は、どの程度必要なのかという観点から検討されるべきであると考えます。なお、現行約200人の人件費が約19億とされていますから、予算としては、最低でも、人件費だけで、約30億円規模の増額、合計で50億円規模の増額が最低限必要となると思われます。

しかもこれは人件費のみの試算ですから、人員を2.5倍増以上にする以上、当然に、 消費者庁の活動規模も大きくなりますので、予算としては、現行の2.5倍以上の増は 必要であることが容易に判断できます。

しかもこの試算は最低限の試算です。

- 4 さらに消費者庁には、上記消費者基本計画の中でも、特に、次のような重点課題があります。
  - ①消費者安全法分野の情報の収集・分析・執行(消費生活用製品、食品、施設建物、 自動車、医薬品、医療等)
  - ②事故調査機関の在り方の検討(運輸関連(自動車、鉄道、船舶、飛行機)、製品、電気、ガス、建築、医療等多数の分野に及ぶ。)
  - ③食品表示も含む表示の適正化
  - ④特定商取引法の執行強化
  - ⑤地方消費者行政の充実―約50の都道府県との関係、調整、支援等
  - ⑥消費者団体との連携・支援
  - ⑦消費者教育の在り方の検討、推進、支援
  - ⑧集合的消費者被害救済制度の検討
  - ⑨不当収益の剥奪制度の検討<sup>7</sup>

<sup>6</sup> 本文でまとめた重点課題①ないし⑭は、平成22年3月30日付閣議決定にかかる消費者基本計画添付の「新たな『消費者基本計画』(概要)」と題する表、2010年6月9日の民主党消費者問題議員政策研究会で消費者庁が説明資料として配布した「消費者庁の重要施策」と題するレジュメから、筆者がまとめたものである。

<sup>72006</sup>年に起きた近未來通信事件においては、近未來通信事件を主導した首謀者であ

#### ⑩国民生活センターの在り方

また、本来、消費者庁が、そもそも司令塔・エンジン役となるためには、日頃「遊軍」 さえいない組織では、急な対応ができず、本来の役割を果たし得ないと思われます。

さらには、こうした現状の中で、手つかずの課題も山積みです。

例えば、⑪高齢者対策、⑫インターネットや携帯電話等を含む消費者通信分野<sup>8</sup>、⑬消費者の立場での地球温暖化・環境対策の分野、⑭国際連携<sup>9</sup>などは、全く手つかずとなっています<sup>10</sup>。

- 5 とすれば、そもそも現状の約200人という体制では、消費者庁が、司令塔・エンジン役を期待されていることと比較して、そもそも自らの所管事項に対応することさえ手一杯で覚束ない状況であることが明白であり、ましてや他の府官庁の司令塔・エンジン役になることは、およそ不可能というほかなく、人員・予算を、3倍増したとしても、なお不十分です。
- 6 消費者委員会も全く同様の論点があります。

現状、事務局体制が、大臣官房審議官も含めて約25名ほどしかおらず、わずか3億

り、かつ当時の代表取締役社長であった石井優容疑者が、2006年11月17日付で出国し、億単位の金銭とともに、現在でも、行方不明であるが、石井優容疑者の逃亡は、警察が捜査に入った同年12月4日の直前、総務大臣による平成18年10月27日付の報告徴求の後に起きている。つまり石井優容疑者の逃亡は、総務大臣の行政処分の実効性の不備と警察の捜査の遅れという、行政の瑕疵に由来することが明らかである。実際、近未來通信事件が起きた後も、L&G事件、ワールドオーシャンファーム事件、岡本倶楽部事件といった詐欺被害が後を絶たない。これは、詐欺犯罪がまさに、やり得を生んでいるからであって、違法収益吐き出し法制の早期制定など、抜本的な法改正と対策が早急に必要である。なお近未來通信被害対策弁護団による2010年7月23日付声明(http://homepage1.nifty.com/kito/kinmirai-higaibengodan/seimei20100723.pdf 参照。

<sup>8</sup> この分野は、主に産業育成省庁である総務省所管とされており、そのこと自体が問題であるが、その関係で、消費者庁及び消費者委員会の役割がなお一層期待される分野である。たとえば、一般の消費者にとって、通信各社の通信料金体系はまったくわからないという現状や、インターネットにまつわる消費者被害の激増など、産業育成省庁である総務省によって、これまで放置されてきた分野である。

- <sup>9</sup> 消費者庁発足の参考となった米国FTC (Federal Trade Commission) には、国際部 (Office of International Affairs) があり、国際連携を担当している。同様な「課」は日本の消費者庁にはない(国際部の役割については、拙著「消費者庁に向けたFTC訪問報告」消費者法ニュース2008年10月号19頁参照。)。
- <sup>10</sup> ⑪については、平成22年3月30日付閣議決定にかかる消費者基本計画1頁、⑫⑬⑭については、平成22年3月30日付閣議決定にかかる消費者基本計画添付の「新たな『消費者基本計画』(概要)」と題する表3項「経済社会の発展への対応」参照。

円の予算しかありません。しかもその内、約1億1000万円が賃料という状況にあります。

消費者委員会は、上述のとおり、「消費者庁を含めた各府省庁の消費者行政全般に対して監視機能を有する、独立した第三者機関として、その役割を果た(す)」ことが期待されています $^{11}$ が、現在の体制では、現状 1 7 1 の基本計画の全部に対応することは到底できません。

さらには、消費者委員会には、企画立案事項として17の権限が、執行権限として5つの権限があります $^{12}$ 。

加えて、現状、新開発食品調査部会(新開発食品評価第一(委員9人)・第二調査会(委員13人))、消費者安全専門調査会(委員20人)、製品事故情報の公表等に関する調査会(委員6人)、食品表示部会(委員21人)、地方消費者行政専門調査会(委員13人)、公益通報者保護専門調査会(委員14人)、個人情報保護専門調査会(委員18人)の、のべ8の調査会・部会があります。

現行の人員では、これら調査会・部会の維持・バックアップすら、適切に対応できない組織というほかありません。

つまり消費者委員会の現状は、もはや悲劇的であり、およそ組織としての目的遂行の ために、不可能な人員と予算というほかありません。

しかも、前述のとおり、そもそも消費者庁自体が、いまだに司令塔・エンジン役として不十分かつ不完全な組織である以上、消費者委員会は、より一層の監視役として役割を果たすべきものとして、国民・消費者に期待されていると思われますが、現状は、消費者庁及び消費者委員会設置法の制定趣旨にも反する状況と言えます。

7 以上、全体を通じて、消費者庁及び消費者委員会の人員と予算は、3倍増以上の拡充が必要であると考えます。

加えて、消費者庁及び消費者委員会設置法を改正し、消費者庁を消費者省への格上げを行い、また現行法上、その設置目的が明確でない消費者委員会の目的・位置づけを明確にすべきですし、現状32億円の予算を有する国民生活センターについては、その役割を過少評価することなく(すなわち予算を縮小する方向性ではなく)、その位置づけを明確にすべきです。

### 8 特に消費者委員会に要望する事項

(1) 初めに-消費者委員会は行政機関であるという自覚が必要

-

<sup>11</sup> 注1、注2参照。

<sup>12</sup> 消費者委員会設立準備参与会第2回配布資料3参照。

消費者委員は、単なる審議会の一委員という立場ではなく、合議制を基にした行政機関たる消費者委員会のメンバーであるという自覚をもっていただきたいと考えます。この点は、もともと政府提出の消費者庁設置法案<sup>13</sup>の下において、消費者政策委員会と呼ばれていた「審議会」を、国会の審議の中で、消費者庁とは別の独立した行政機関である「消費者委員会」に格上げした上で、「消費者庁を含めた各府省庁の消費者行政全般に対して監視機能を有する、独立した第三者機関」<sup>14</sup>としたという消費者庁及び消費者委員会設置法の制定経過を十分にご理解いただきたいと考えます。

以下述べる問題点は、いずれも消費者委員会ないし各委員、そしてこれを支える事務 局のこの点の自覚の欠如からきている部分が多いと思います。

(2) <u>消費者委員会は、自ら積極的に調査審議を行うとともに、内閣総理大臣等への勧告・</u> <u>建議を始め、その与えられた機能を積極的に行使し、消費者の利益の擁護及び増進のた</u> め、適切にその職務を遂行すべき

現行消費者委員10人という人数は、当初の上記「消費者政策委員会」案<sup>15</sup>では、従来の審議会の通例に則り15人案だったところ、合議制の行政機関としてはあまりに多人数であったため、消費者庁及び消費者委員会設置法の成立過程において、平成21年3月26日の衆議院消費者問題に関する特別委員会における筆者の参考人意見<sup>16</sup>の趣旨が取り入れられて、10人になった経緯があります。

しかも人数が絞られたということは、それだけ個々の委員に期待されたところは大きいと考えております。ところが出席率が低い委員や消費者委員会の形式的な委員外の活動に実働しない委員がいるとも聞いています。

消費者庁及び消費者委員会設置法の衆議院・参議院双方の附帯決議には、「消費者委員会は、自ら積極的に調査審議を行うとともに、内閣総理大臣等への勧告・建議を始め、その与えられた機能を積極的に行使し、消費者の利益の擁護及び増進のため、適切にその職務を遂行すること。」とあります<sup>17</sup>。

そうであるとすれば、委員の任期は2年と定められているとしても、行政官としての 職責を果たしえない委員は、自ら、その身の処し方も考えていただきたいと考えていま す。

15 注13参照。

<sup>13</sup> 内閣提出消費者庁設置法案(第170回国会閣法第1号)参照。

<sup>14</sup> 注 1 参照。

<sup>&</sup>lt;sup>16</sup> 会議録 第171回国会 消費者問題に関する特別委員会 第6号(平成21年3月26日(木曜日))における筆者の参考人意見参照。「紀藤参考人 消費者政策委員会に関しましては、・・・・委員が十五人という、やはり規模が大き過ぎるということがあります。 具体的な実動委員会ということになると、委員は五人程度で十分じゃないかと思います。」 <sup>17</sup> 注5参照。

また国民・消費者にとっての判断材料となるように、消費者委員会として何をやったのかということ<sup>18</sup>だけではなく、個々の委員ごとに、出席率や何をやったのかという実績などの成績表のようなものを公開していただきたいと思います。

## (3) 消費者委員会と国民・消費者との連携-広報活動の充実が必要

消費者委員会が、「監視役」としての機能を十分に果たそうとすると、国民世論の後押しが当然に必要となります。ところが現状、消費者庁に比較し、消費者委員会の役割は、十分に国民に知られているのか、甚だ疑問です。

もっと委員個人も含めて、消費者委員会は、積極的に、広報活動に努めるべきだと思います。

### (4) 現行の専門調査会・部会の委員選任の在り方等は改善すべき

消費者委員会の専門調査会・部会の委員人数で10人以上の委員選任が見られます<sup>19</sup>が、少なくとも消費者委員会の委員以上の多人数の委員選任は従来の審議会方式と変わるところがなく、まさに官僚的発想での委員選任と、多人数委員選任という予算の無駄遣いであると考えられますので、ただちに改善されるべきです。

多人数選任は、そもそもこのような弊害があることにかんがみ、上述のとおり、消費 者委員会の人数が10人に絞られたという経緯を十分に理解すべきです。

この点は、消費者庁及び消費者委員会設置第9条の趣旨、すなわち同条2項「委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。」、3項「委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。」という趣旨(そもそも合議制の専門調査会や部会を予定していない。)から見ても、臨時委員、専門委員は、あくまでも消費者委員の判断の補充であるべきであり、補充を超えて、専門調査会・部会が肥大化することは、厳に控えられなければならないと考えます。

委員個々人の力量や調査不足も指摘されるところですが、人は森羅万象のことをすべて知ることはできないことを前提として、臨時委員や専門委員の制度が置かれているのであり、まさに委員個々人の力量や調査を補充するのが臨時委員や専門委員として期待されているのですから、これを超えて、消費者委員会の判断を縛る形の専門調査会、部会の設置<sup>20</sup>は問題であり、問題の先送りに他ならないと考えます。

筆者の意見としては、まさに委員のブレインとして、臨時委員、専門委員を置けば十

<sup>&</sup>lt;sup>18</sup> 消費者委員会事務局は、随時「これまでの消費者委員会の活動」と題する書類を作成し、 関係各所に配布しているが、各消費者委員の活動については、同様の書類は作成されてい ない。

<sup>19</sup> 個々の専門調査会・部会の委員数は、上述6項のとおり。

<sup>&</sup>lt;sup>20</sup> これら専門調査会・部会の結論が出るまでは、事実上、消費者委員会の結論が先送りとなる結果を生む。

分だと考えており、委嘱は、個々の案件ごとに、1名ないし数名程度で足ると考えます (この点は、裁判所の鑑定委員の制度と同様であるべきです。)。

なお、付言として、専門調査会・部会の名称が、一般市民から見て、まったく何をしているのかわからない名称が使われているものがあり<sup>21</sup>、この点でも、消費者委員会が、消費者目線に立った運営をしていない証左と思われ、早急に、名称の変更も含めて検討されるべきです。

### (5) 消費者委員会を実務型行政組織に変更すべき

筆者は、消費者庁、消費者委員会、国民生活センターに、最も理解ある一人であると 自負しますが、どのような組織も最善はないと考えます。

したがって、組織も人も日々努力する必要があると考えますが、消費者委員会事務局作成の平成22年7月27日付「これまでの消費者委員会の活動」<sup>22</sup>を見る限り、29回の審議を経た割には、具体的な消費者被害者が生じた案件についての解決例や建議に乏しく、なお一層の努力が必要なように思われます。

繰り返しますが、消費者庁及び消費者委員会設置法の衆議院・参議院双方の附帯決議 には、「消費者委員会は、<u>自ら積極的に調査審議</u>を行うとともに、内閣総理大臣等への勧 告・建議を始め、<u>その与えられた機能を積極的に行使し</u>、消費者の利益の擁護及び増進 のため、適切にその職務を遂行すること。」とあります<sup>23</sup> (下線は、筆者)。

この点、現状10人の委員で、全体的な審議を図るという方式も、従来の審議会方式 という先例にとらわれた面もあると思われます。

たとえば、最高裁判所のように、重要な案件は15名の大法廷で行うが、通常は5人の小法廷で行うという例<sup>24</sup>のように、消費者委員会も、全体委員会は1か月に1度ない

\_

<sup>&</sup>lt;sup>21</sup> 特に、新開発食品調査部会(新開発食品評価第一調査会・第二調査会)、消費者安全専門調査会の名称は、その名称から何をしているのかが具体的に理解できず、非常にわかりにくい。

<sup>22</sup> 注18参照。

<sup>23</sup> 注5参照。

<sup>&</sup>lt;sup>24</sup> 裁判所法第9条2項「大法廷は、全員の裁判官の、小法廷は、最高裁判所の定める員数の裁判官の合議体とする。但し、小法廷の裁判官の員数は、三人以上でなければならない。」、同第10条「事件を大法廷又は小法廷のいずれで取り扱うかについては、最高裁判所の定めるところによる。但し、左の場合においては、小法廷では裁判をすることができない。一当事者の主張に基いて、法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを判断するとき。(意見が前に大法廷でした、その法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するとの裁判と同じであるときを除く。) 二 前号の場合を除いて、法律、命令、規則又は処分が憲法に適合しないと認めるとき。 三 憲法その他の法令の解釈適用について、意見が前に最高裁判所のした裁判に反するとき。」

し急な事態の際に臨時に開くものとして、普段は3人ずつの3つの小委員会に分けて審議を行い、小委員会の結論に特に全体委員会で異論がなければ承認して執行し、異論がある場合は、全体委員会で改めて議論を尽くすなどの対応もあっても良いように思われます。

この点、裁判所は司法である以上、大法廷と小法廷の区分けは法律事項と言うべきですが、消費者委員会は行政機関であり、行政意思の発言としては、最終的に消費者委員全員の関与の機会が反映されていれば十分であると考えられますから、小委員会審議は、現行法上、すぐにでも始めることができると思います。

しかもこの方式なら現在の3倍とは言いませんが、2倍の業務がこなせるように思います。消費者委員会も、法執行機関としての行政機関の一つである以上、柔軟な組織形態があっても良いように思われます。ぜひご検討いただければ幸いです。

### (6) 消費者委員の全員常勤化には反対

消費者庁及び消費者委員会設置法附則2項は「政府は、消費者委員会の委員について、この法律の施行後二年以内の常勤化を図ることを検討するものとする。」とし、同法の衆議院附帯決議は5項で、参議院附帯決議は7項で「初代の消費者委員会の委員の三人について、常勤的に勤めることが可能になるように人選し、財政的な措置も行うこと。またその他の委員についても、委員としての職務に専念できるような人選を行うように努めるものとすること。」としています。

この点、消費者委員会全員の常勤化については、常勤化が、結局、行政官の官僚化を 生む危険があり、また民間登用の趣旨<sup>25</sup>に反する結果となる恐れもあって反対しますが、 消費者委員会の在り方を、通常は小委員会構成とすることを前提として、3つの小委員 会に各一人の委員の常勤化はあってよいと思われます。この点、衆議院・参議院の上記 附帯決議は、消費者委員会の制度趣旨に配慮した達観であったと思います。

むしろこの問題は、上記衆議院・参議院附帯決議で言う「委員としての職務に専念できるような人選」という点に主眼があるのであり、上記(4)項で述べた現行の専門調査会・部会の委員選任の在り方等の改善、上記(2)項で述べた委員ごとの成績表の問題に還元すべき問題だろうと思います。

#### (7)終わりに-「国民目線」「消費者目線」の消費者委員会になってほしい

以上のことから、現行の消費者委員会の体制で、十分に消費者委員会の役割を果たし得ないことは明白ですが、消費者委員会発足後、前述のとおり、具体的な消費者被害者が生じた案件についての解決例や建議に乏しいことについては、まさにこの分野こそ、

<sup>&</sup>lt;sup>25</sup> 消費者庁及び消費者委員会設置法の衆議院附帯決議4項「消費者委員会の委員長及び委員は、すべて民間から登用するものとし、その年齢・性別等の構成について十分配慮すること」、なお参議院附帯決議6項は、同文に加え、「また、委員の任命理由を明確化する等、説明責任をはたすよう努めること。」という一文が加えられている。

国民・消費者が求めている分野であることを考えると、非常に残念な感があります。

実際、既に警察が動いたりしている案件でさえ、消費者委員会は何ら動いていません<sup>26</sup>。 そもそも消費者委員会は、警察や各行政機関、そして新聞報道等で知られる前<sup>27</sup>から積極的にその業務を行うことが期待されているところ、ましてや警察や各行政機関、そして新聞報道等を通じて、具体的に被害者が出ている消費者案件については、メディアや国民・消費者から問い合わせなどがなくても、より一層積極的に取りあげて行っていただきたいと思います。

国民・消費者が望んでいるのは、従来の行政の「後追い」「縦割り」「産業育成的目線」からの脱却であり、だからこそ消費者庁ができ、さらには、その消費者庁でさえ「官僚の焼け太り」と言った国民・消費者の批判があったため、これを監視する行政組織として、消費者委員会ができたという歴史を十分に踏まえていただきたいと思います。

繰り返しますが、消費者委員会設置法の衆議院・参議院双方の附帯決議には、「消費者委員会は、<u>自ら積極的に調査審議を行う</u>とともに、内閣総理大臣等への勧告・建議を始め、<u>その与えられた機能を積極的に行使し</u>、消費者の利益の擁護及び増進のため、適切にその職務を遂行すること。」とあります (下線は、筆者)。

「後追い」ではなく、自ら積極的に、そして「縦割り」「産業育成的目線」ではなく、「国民目線」「消費者目線」の消費者委員会になるよう、心から望んでいますし、そのために当職も尽力する所存です。

以上、意見に及んだ次第です。

以上

<sup>&</sup>lt;sup>26</sup> たとえば例を挙げればきりがないが、2009年9月の消費者委員会の成立以後も、各地の警察が特定商取引法違反で摘発を続けている(2009年9月大阪府警、同年10月和歌山県警、2010年1月大分県警、2010年7月警視庁)霊感商法の事案(全国規模で行われていることが明白である)でさえ取り上げられていないし、また2010年5月、警視庁が出資法違反で強制捜査に入った岡本倶楽部被害事件も取り上げられていない。また死亡事案としても、2009年10月に発覚した婚活サイト連続殺人事件や、2010年7月に起きた「氷河特急」脱線事故などは、当然に、消費者問題という視点があるが、消費者委員会で取り上げられた形跡はない(なお観光事故については、昨年7月に起きた2009年7月に起きた大雪山系「トムラウシ山」遭難事故、2009年11月に起きた釜山射撃場火災事件等も含めて、消費者問題という視点が必要であるが、消費者委員会発足後、観光事故・被害について、何ら議論された形跡がない。)。

<sup>27</sup> 例えば注8参照。